



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教皇の二つの仕事 : 普遍的教会の最高裁判官、そして司牧者
Author(s)	ウィンロース, アンダース; Winroth, Anders; 水野, 浩二//訳
Citation	新世代法政策学研究, 12, 177-196
Issue Date	2011-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47290
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP012_005.pdf



教皇の二つの仕事——普遍的教会の 最高裁判官、そして司牧者

アンダース・ウィンローズ (Anders WINROTH)

水野 浩二 (訳)

私は皆さんに、ほぼ1000年前に起こった事柄についてお話することから始めたいと思います。舞台は1月の寒い日、北イタリアの山の中です。巡礼が一人、雪の中裸足でカノッサ城の門の外で立っていました。男は扉を叩きます。彼がそこに立って四日目、まだ入ることを許されていないのです。しかし今日は違いました。扉は開かれ、そこにいるのは教皇グレゴリウス7世、彼は巡礼を歓迎し城内の小さな教会に迎え入れます。その少し後でその男、ドイツ王ハインリヒ4世は教皇の足元に十字架の形になり、自分の罪について泣きながらひれ伏そうとします。グレゴリウスは彼を起し聖体を与えました。ハインリヒの罪は赦され、彼は破門から赦免されたのです。

私が皆さんにお話しした話は教皇の二つの仕事のうちの一つ、つまり全キリスト教徒の霊的司牧者であるという仕事を例証しています。その立場において、柔軟な対応をすること、そして自分の罪を悔いている純粋に悔い改めた罪びとを赦免することは彼の任務でした。これはまさに彼がハインリヒ4世について行ったことです。同時に、王 [ハインリヒ4世] と教皇は適切な形式と儀式を厳密に遵守しました。王は断食し、王としての衣服を脱いでおり、王としての格式はすべて排除して、粗布をまとって、従者もなく一人現れました。彼が三日間待たねばならなかったのは儀式の一部で、教会で彼が十字架の形でひれ伏したのも同様です。ハインリヒは悔い改める者に求められるすべてを行っていたのであり、従って教皇は彼を赦免する以外になかったのです。教皇は彼に聖体を与え、そして彼らは共

に食事をしました。

実際に起こっていたのは、ハインリヒ王が教皇グレゴリウスを巧みに窮地に追い込んでいたということでした。彼はその際、教皇が二つの仕事をするという事実を用いたのです。これは有名な叙任権闘争、つまり教会と帝国が数世代にもわたって激しい闘いで対決していた真ただ中のことでした。最高の裁判官としての役割において教皇グレゴリウスは、一年足らず前にハインリヒ王を破門していました。これはローマ・ラテラン宮殿での教会公会議でおこったことであり、グレゴリウスはその場に臨席していました。そのような会議は教会法の原則によれば、教会裁判所が判決に達するのに適切な場でした。教皇は裁判官団の長として現れ、判決を宣告しました。すなわち、ハインリヒ王はそのふさわしくない行いのゆえに今や破門され、教会の聖体拝領から排除されたのです。

法律の厳格な原則にしたがえば、破門された者に対してなされた宣誓は無効だったので、ハインリヒの破門は彼のドイツにおける臣下がもはや、彼への誠実宣誓に拘束されないということの意味しました。ハインリヒの大変強大な臣下たち、ドイツの諸侯たちは新しい王の選定を始めました。ハインリヒは完全な反逆を抱えることになったのです。彼に選択の余地はありませんでした。要するに破門から赦免されねばならなかったのです。このとき彼は自らの政治的天稟を示しました。異常に厳しい冬のさなかのアルプス越えという命の危険を冒し、教皇との会見を求めたのです。最初彼は友人や親族を仲介者として、教皇と交渉により事態を解決しようとしたのですが、不調に終わりました。それは、その際には彼は最高の裁判官、つまりその職務として法律の原則を厳密に遵守せねばならない人物に話しかけていたからです。教皇は法律に則った回答を与えました。教会法では裁判官はハインリヒの事件を、その告訴者——ドイツの諸侯たち——がその場にいないならば審議することを禁じられている、と¹。最高の裁判

官はもちろん完全に正しかったのです。なぜなら教会法の訴訟手続原則によれば、訴訟の両当事者が出席していない限り訴訟事件を審議することは許されなかったのですから。

以上がハインリヒが、訴訟の被告としてではなく悔い改める者として教皇との会見を求めることによって、ゴルディオス王の結び目という難題を解いた際の状況です。というのは、教皇は普遍的司牧者として自らのより柔軟な役割において彼を受け入れねばならず、ハインリヒが自分の罪について適切な痛悔を示したからには、破門から彼を赦免せねばならなかったからです。グレゴリウスは端的にそうするよりほかなかったのです。悔い改めた罪びとを赦免するのは彼の職務でした。かくしてハインリヒは反逆者たちの足元をすくい、本国ドイツに戻り反逆の制圧に取り掛かることができました。

中世政治史を知る人なら、教皇グレゴリウスとハインリヒ王の間の衝突がこれで終わらなかったことを知っています。しかし、私がカノッサでの出来事の話をする中で問題にしたいのは政治史についてではありません。私が取り上げるのは、教皇が二つの仕事を持っていたということです。彼は、法律の原則を厳格に遵守する職務を帯びた最高の裁判官であると同時に、柔軟な対応をしかつ司牧的であるという職務を帯びた普遍的司牧者でもありました。二つの仕事の要求のつりあいをとることは、時として困難でした。法律の厳格な原則は教皇にハインリヒを破門させ、彼より柔軟な司牧者としての職務は彼にハインリヒを赦免させたではありませんか。

教皇による統治、そして教会法についての中世の歴史のすべてはこのレンズを通じて解釈することができます。つまり、教会法の厳格な原則と宗教の司牧的な柔軟性のはざまに生じた緊張の場で演じられる歴史としてです。これが、今日私が11世紀から16世紀初めにかけて追ってみたいお話です。中世の間にこの柔軟性がどれほど法的原則に取り囲まれるようになってゆき、しまいには赦免の請求を法的原則によって支配された言葉でなさねばならなくなったかを私たちは（望むらくは）見ることになるでしょう。この発展の途中、そしてその帰結として、法的専門職がその重要性をいかに増したかも私たちは見ることになるでしょう。中世の終わりまでには、教皇の赦免を得るのにさえ法律家が必要になったのですから。

¹ *Lamberti monachi Hersfeldensis opera*, ed. Oswaldus Holder-Egger, *Monumenta Germaniae Historica: Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum* (Hanover, 1894), 290; trans. Maureen C. Miller, *Power and the Holy in the Age of the Investiture Conflict: A Brief History with Documents* (Boston, 2005), 95-96. ここでは、多くの議論がなされてきたカノッサの出来事に関する二次文献のサーベイを試みることはしない。

もうひとつの早期の例から始めましょう。より非形式的で柔軟な時期を例証するものですが、そこにはしかし後の発展の種子が見られます。今回は私たちは、裁判官としての教皇に注目します。年は1141年、教皇は今回はインノケンティウス2世です。

フランドルの大修道院長、ウーデンブルのハリウルフはソワソンのサン・メダール修道院長との紛争について、教皇の裁判を求めました。サン・メダール修道院長は、ウーデンブルはサン・メダールの分院に過ぎず、従ってそれに服属すると主張していたのです。ほぼ八十歳の老人だったにもかかわらず、ハリウルフは自分の修道院の独立を守るため、自らローマへの長旅の途につきました。ローマに到着すると、彼は教皇尚書局長のハイメリクとの会見を求め、ハイメリクは彼を教皇宮の公開聴聞の間につれてゆきました。ハリウルフは（そこで）見たことを以下のように語っています。「教皇陛下は判事席に、枢機卿たちを右にしたがえて座っておられた。一方巻き毛で絹をまとったローマの大貴族たちは、教皇陛下の足元に立つか座るかしていた」。教皇はハリウルフを歓迎して述べました。「明日、あるいはその次の日に来るように。さすれば私たちはそなた（の事件）を審理するであろう」。そこでハリウルフは翌日またやってきました。その翌日も。そのまた翌日も。教皇は忙しかったのです。ある時は教皇は老いた修道院長にほほえみ、以下のように述べて遅れを優雅にわびました。「我らの習わしでは……高位の来客を急ぎ帰らせはしないのだ」。教皇は修道院長に、ローマでの滞在を楽しむように勧めました。ハリウルフはいらだちました。とうとう彼は尚書局長を説きふせ、教皇に彼の事件を審理する日にちを決めさせました。それは彼が到着してから9日目のことでした。審理は教皇の寝室で行われました。ハリウルフは「教皇の足のせ台に座るよう命じられた。そこには尚書局長も座っていた」。教皇は自ら手続を主宰し、しばしば質問しました。ハリウルフが自分の事件を提示した後で、教皇は枢機卿たちと非公開で審議しました。ある日、尚書局長ハイメリクは修道院長に教皇書簡を与えました。そこには、教皇がハリウルフ勝訴の判断をしたことが書かれていたのです。ウーデンブル修道院はひきつづき独立した大修道院でありつづき、サン・メダールの分院とはなりませ

んでした²。

これら二つの話には何かあたたかい、親密とさえいえるものがあります。ハインリヒ王と教皇グレゴリウスは、教皇が王の面前でミサをささげた後で食事をともにしましたし、大修道院長ハリウルフは教皇の寝室で、尚書局長とともに教皇の足のせ台にすわったではありませんか。公式の仕事が終わったあとで、教皇は仕事を一時休み二人きりになってハリウルフの告白をきき、彼をその罪から赦免してやりさえたのです。裁判官は数分間、司牧者となったのです。

中世末期の訴訟当事者や悔い改める者は、私が描写した二つの情景を知ることにはなかったかもしれません。それほどまでに大きな変化があったのです。裁判と贖罪についての教皇の行政は専門化された人員、手続、そして規則をそなえた二つの大きな官僚機構へと成長していました。それは、法律が宗教に対する優位を達成した、教皇による赦免が教会法を根拠とする原則にしたがって与えられるシステムでした。

私の話は三つの部分からなります。最初に、教皇庁における裁判並びに贖罪業務の成長についてお話したいと思います。その際には、教皇が厳格な原則を發展させ、教皇の裁判あるいは赦しを得ようとする多数の人々を公正にあつかえるようにまさにしなければならなかったことを例証します。第二に、これらの業務すべてを扱うために教皇が發展させた組織を描写します。最後に、1525年に教皇からの赦免をえた一人の悔い改めた男の事例を研究することで、法律と宗教のバランスを教皇がどのようにとったのかを論じます。法律がどのように宗教に対する優位をえたのか、早期の司牧における柔軟性が中世末までにいかに法的原則によって支配されるようになったかが示されるでしょう。

グレゴリウス7世がカノッサでハインリヒ4世を赦免したのちの数世紀に、教皇庁での業務はおおきく増加しました。教皇たちが一年に発給したことが知られている教皇書簡の数を述べることで、この増加を例証する

² Ernst Müller, ed., and Leontien De Leeuw-Geirnaert, trans., *Hariulf, Plediooi voor Oudenburg* (Turnhout, 2003); I. S. Robinson, *Papacy 1073-1198: Continuity and Innovation* (Cambridge, 1990), 189-190. James A. Brundage, *The Medieval Origins of the Legal Profession: Canonists, Civilians, and Courts* (Chicago, 2008), 153-154.

ことができます。教皇は紛争に判決を与えたり悔い改める者を赦免するため以外にも多くの様々な理由で書簡を書いたのですが、それでもなおその数を比較可能な業務量の概算として考えることは可能でしょう。グレゴリウス〔7世〕は1073年から1085年の間、1年あたり約56通の書簡を発給したのに対し、インノケンティウス3世はその長い在位（1198年～1215年）の間毎年約300通の書簡を発給しました。その後その数はとみに上昇します。インノケンティウス4世は13世紀半ばに1年あたり700通以上の書簡を発給したのに対し、ヨハネス22世はその在位の最初の9年（1316年～1324年）の間1年あたり3,646通を登録しました。これは業務の驚くべき増加ということですが、私が出した数字が書簡のうち（たいていは、教皇尚書局から出される書簡の公簿に登載されていることにより）知られているものだけであることを考えるならとりわけ、驚くべきものだけということになります。実際にどのくらいの数の書簡が発給されたのかは知りえないでしょう。ある偉大な専門家があげて述べたところによれば、教皇ボニファティウス8世（位1294年～1303年）は一年あたり50,000通の書簡を発給したとされていますけれども。これは1日当たりにすると約140通、それも1年の全ての日にということになります。というも宗教施設としては驚くべきことに、教皇尚書局は12世紀にはすでに、日曜と祝日（クリスマスと復活祭を含む）も業務をしていたのですから³。

教皇の業務は二つの主な理由によって増加しました。教皇の意欲がしだいに高まっていったこと、そして、訴訟当事者やそれ以外の人々の間でその評判がしだいに高まっていったことです。

教皇の意欲ということをかんがえると、当然教皇グレゴリウス7世を思いつくでしょう。彼はキリスト教における最高の裁判官としての自らの大権について鋭敏な感覚をもっていましたし、いくつかの原則を簡明かつ影響力ある形の定式で宣言しました。誰も教皇の判決から上訴することはできず、誰も訴訟当事者が教皇に上訴するのを妨げてはならないと彼は主張

しました⁴。言いかえれば、教皇は最高の裁判官ということでした。これらの原則はそののち中世を通じて受け入れられ、法学者によってさらに発展、洗練されました。12世紀末までには法理論家は、教皇は全キリスト教世界の通常裁判官であると主張しました。その意味するところは、教皇はいかなる者の事件も、第一審あるいは上訴審として審理することができるということでした⁵。教皇ボニファティウス8世は14世紀になるころに同じ考えをもっと詩的に表現しています。教皇は自分の心の神殿に全ての法律を抱えている、と。

教皇の統治権はもちろん、教会法に関連する事件についてのみ当てはまるものでした。最初の大学教師たち、とくにグラティアヌスという名で知られる謎の多い人物は、12世紀半ばに大学の科目として教会法を教えはじめた時に教会法の範囲を確定したのです⁶。教会裁判所で扱われていた事例のほとんどは教会内部の事項でしたが、そのなかには大変重要でありうるものもあったのです。中世においては、私たちが当然には教会事項とは考えないかもしれないものにも、教会法によって統御されるものがありました。宣誓、信用市場、婚姻の成立と解消などです。教皇はまた、封建領主としてある種のことがらを裁くことを主張しました。それは教皇領においてだけでなく、イングランドやいくつかの他の国々の形式上の領主としてでもあったのです。

教会法の包含する領域はさらに広がることが可能でした。教皇は霊を危険にさらしうる全てのことがらを裁く権利を持っていたのですが、皆さんが容易に想像がつくように、これは正にほとんどなんでも含みうるものだったからです。この規則ゆえに訴訟当事者には、霊が危険にひんしているので教皇は自分たちの事件を裁かなければならない、と主張する余地が開かれました。13世紀半ばに位にあった教皇インノケンティウス4世は優れた法律家であり、実際、教皇である間に教会法についての教科書を書く時

³ R. W. Southern, *Western Society and the Church in the Middle Ages*, The Penguin History of the Church 2 (1970), 109; Michael T. Clanchy, *From Memory to Written Record: England 1066-1307* (3rd edn; Oxford, 1983), 59-61.

⁴ Erich Caspar, ed., *Das Register Gregors VII.*, Monumenta Germaniae Historica: Epistolae selectae 2 (Berlin 1920), 206.

⁵ I. S. Robinson, *The Papacy 1073-1198: Continuity and Innovation*, Cambridge Medieval Textbooks (Cambridge, 1990), 186.

⁶ Anders Winroth, *The Making of Gratian's Decretum* (Cambridge, 2000).

間を見いだしました。彼は一つの例として、イングランド王が教皇裁判所でポワチエ伯領についてフランス王を訴えることを想像しました。この伯領はイングランド王妃、アキテーヌのエレオノール [1122?-1204 フランス王ルイ7世の王妃だったが1152年離婚、後にイングランド王ヘンリ2世の王妃となった] の相続財産に属していたため、現実には二人の王のあいだで紛争事案となっていたのです。少なくとも、インノケンティウスが自分の在位中に [実際に] 起こった何ごとかを叙述した可能性はあります。申立てに対して教皇は、自分にはだれが伯領に対してより良い権原を持っているかを判断する権限がない、と回答しました。するとイングランド王は、フランス王は伯領に固執することで自分の霊を危険にさらしていると主張しました。フランス王は答えて、自分に関する限り良心は明澄であり、したがって自分の霊は危険にひんしてはいないとしました。このことが問題を解決しました。フランス王が自分の良心に反してその土地を保持していることをイングランド王が証明しようとしないうちに、教皇はこの紛争について判断はできなかったからです。インノケンティウスはそっけなく注釈しています。フランス王の良心が明澄ではないという証明は、誰にとっても困難であろう、と⁷。

現代の観察者にとってこの例で目を引くのは、訴訟当事者の側が教皇の判断をもとめているということ、他方で教皇はまきこまれるのに抵抗していることです。この点において、私はこの例が教皇の裁判業務の拡大について何か本質的なものをとらえていると思います。教皇の側が裁判所を通じて権力を獲得しようと努めたというのではなく、訴訟当事者の側が教皇が判断するよう欲したということなのです。なぜなら、教皇の判断はかなりに公正で、迅速で、そして教皇はキリスト教世界の最高の裁判官だったからです。今日と同様当時においても、訴訟当事者はいかなる高位の裁判所によってもひっくり返されることのできない判決をほしがりました。グレゴリウス7世以来すでにヨーロッパ全体にとって、教皇裁判所より高位の裁判所は存在しないということは確立されていたのです。

したがって、カトリック・キリスト教世界のあらゆる地から訴訟当事者

⁷ Brian Tierney, *The Crisis of Church and State 1050-1300* (Englewood Cliffs, N.J., 1964), 153.

がローマに流れ込んだのです。教皇はハリウルフが1141年にその裁判を求め9日間待たねばならなかった時すでに忙しい人物でした。そのわずかな数年後、大修道院長ベルナルド・ド・クレルヴォーは教皇エウゲニウス3世 [位1145-1153] となっていた、かつて自分の下にいた修道士に手紙を書いています。ベルナルドは、教皇が宗教に献身しなければならない際に、その時間がどれほど法律事件の審理に消費されているかについて不満を述べています。彼は修辭的にたずねています。「一体まあ、朝から晩までの訴訟、訴訟当事者の話を聴くことがなんの役に立つのか答えておくれ」。ベルナルドは教皇の一日の中で、宗教がいかなる地位を占めているのかを心配しました。彼は問うています。「そなたはどれほどの時間を祈るためにとっておいているか？ 私たちの人々を教え、教会をつくり上げるためにどれほどの時間が残されているのか？」⁸

ベルナルドの警告は無駄でした。その次の世紀にかけて、ローマへの訴訟当事者の流れは激しい川へと成長することになります。どんなに懸命に働いたとて、教皇は全ての事件を自分で審理することはおそらくできなかったでしょう。それで、彼は委任を始めたのです。すでに1141年にハリウルフは、尚書局長ハイメリクには小事件を自分で判断する権限があったことを伝えています。やがて、信頼のある高位聖職者たちが、教皇の代わりに事件を審理すべく委任されました。それゆえ彼らは *auditores*、つまり聴聞官とよばれましたが、いくつかの事件については決定を下す権限ももっていました。

修道士モールブラのトマスは、1206年に教皇が業務を委任した際どのように機能することになったのかを私たちに教えてくれます。トマスは自分が属するイーヴスハム大修道院の代理人として、地元のウースター司教との紛争にローマでかなりの時間を費やしていました。大修道院は当初はその事件をカンタベリ大司教の裁判所で試みたのですが、この事件が非常に複雑かつ重要なため、最終審、つまり教皇裁判所以外の裁判所で解決する

⁸ Bernard of Clairvaux, *De consideratione* 1.III.4 and 1.IV.5, in Bernard of Clairvaux, *Five Books on Consideration: Advice to A Pope*, The Works of Bernard of Clairvaux 13 = Cistercian Fathers Series 37 (Kalamazoo, Mich., 1976), trans. John D. Anderson and Elizabeth T. Kennan, 29 and 31

ことは不可能であることがすぐに明らかになりました。紛争は二つの論点に関するものでした。大修道院が地元の〔ウースター〕司教の裁治権に属しているか、そして大修道院が俗にいうイーヴスハム谷の小教区教会群に対して裁治権をもっているかというものです。どちらの論点も確実に経済的重要性を持つものでした。教皇はこの訴訟事件を二つに分割しました。教皇自身は主たる事件を審理し、他方教皇は——トマスの報告を引用すると——「私たちに助祭枢機卿のグアラ様、枢機卿の中で一番市民法〔ローマ法〕に通じている方を聴聞官として賜り」、谷の教会に対して大修道院が主張している裁治権について「審査させた」。トマスは続けます。「私たちは聴聞官の前で、事件を長い日時にわたり議論した」。聴聞官は事件を審理し、それを教皇のために要約し、おそらくは判決を示唆したでしょう。次いで教皇がそれを承認し書面の形にしたのです⁹。

イーヴスハム谷の事件を枢機卿グアラに委任することで、教皇の仕事の負担は確実に軽くなりました。ありふれた事件は同様に枢機卿やより下位の聖職者へ委任されるようになります。13世紀には教皇は教皇聴聞官、つまり事件を審理するために教皇が委任した人々を一つの集団として組織することで制度化しました。この集団はのちに *Sacra Rota Romana*、聖なるローマのロータ〔ローマ教皇裁判所〕として知られるようになります。*rota* という語は「車輪」や「輪」の意味で、教皇が14世紀にアヴィニョンに座した際に聴聞官たちが車輪の部屋〔部屋の床が車輪の模様のある色大理石できていた〕に会合したことからきている名前だと研究者は考えています。ロータは教皇の裁判官としての仕事のほとんどを、少なくともありふれた事柄はとりあつかったのです。

裁判にかかわる事柄について明確な決定を求める者だけがローマに流れ込んだわけではありません。悔い改める者もまた大量に、故郷により近いところでは赦免してもらえないような罪からの赦免を求めてやってきたのです。そのなかには単に、彼らの地元の司教が敵対的だったというのもあったでしょうが、ある種の罪からの赦免はローマでのみ与えられると教皇が規制していた場合もあったのです。例えば教皇インノケン

⁹ Thomas of Marlborough, *History of the Abbey of Evesham*, ed. and trans. by Jane Sayers and Leslie Watkiss (Oxford, 2003).

ティウス2世は1133年、聖職者を殺害あるいは不具にした者は、教皇だけが裁けると決定しました。イングランド王ヘンリ2世は1170年に〔カンタベリー〕大司教トマス・ベケットの殺害を凶ったあとで、この決定の重要性をたしかに理解するようになったでしょう。ヘンリ王は仲介者を通じて教皇に赦免を求めねばならなかったのですから（その赦免を彼は手に入れました）。贖罪として、ヘンリは修道院を3つ建立するのに加え、いくつかの政治的譲歩をしなければなりませんでした。

もう一つの例は、これはより低い社会層のものですが、デンマークの農夫に関するものです¹⁰。1204年に彼は自分の妻が自分たちの小教区の司祭と関係を持っているところを発見しました。農夫は復讐しました。司祭の鼻と舌を切り落としたのです。司祭がミサを執り行うことができるためにはその身体が完全なものでなければならないとする教会の法律があったので、この司祭は鼻と舌なしではもはや司祭であることはできませんでした。農夫は明らかに自分のしていることを理解していました。しかし司祭を傷つけたことで、彼は教皇の判断を待っている間当然に破門されていました。彼は自分の司教をとおして教皇にアクセスしました。この司教がインノケンティウス3世〔位1198-1216〕に手紙を送り、農夫を赦免し許すことを認めるようお願いしたのです。インノケンティウスは賛成し、司教に農夫を赦免することを許可しました。その条件は、農夫が教皇に裁いてもらうために自分でローマに出てくる費用に相当するお金を聖地救済のために送るといったものでした。教皇はちょうど第4回十字軍をたちあげたころだったので、彼の気持ちはイスラム教徒からエルサレムを奪還するという目的にしっかりと向けられていたのです。

この種の事件は教皇にとってありふれたもので、決定にそれほどの時間はとらなかったでしょう。罪びとが自分でローマまで来ていなかったからには特にそうです。また、教皇はおそらくベケット殺害のような重要な贖罪事件は自ら取り扱ったでしょうが、そうでなければたいいの事件は内

¹⁰ August Potthast, *Regesta pontificum Romanorum inde ab a. post Christum natum MCXCVIII ad a. MCCCIV* (Berlin, 1874), no. 2323; ed. J. G. Liljegren, *Diplomatarium Suecanum* (Stockholm 1829), no. 122; ed. Niels Skyum-Nielsen, *Diplomatarium Danicum* 1:4 (Copenhagen, 1958), 195, no. 95.

赦院聴罪師とよばれる職員の集団に委任しました。彼らはローマの主要な教会に告白を聴くために配置され、教皇のかわりに赦免を行う権限がありました。彼らはたいいてドミニコ会（托鉢）修道士でした。教皇裁判官とおなじように、聴罪師は教皇庁内で団体へと組織され、これは教皇庁内赦院とよばれて内赦院長（常に枢機卿でした）が率いていました。

中世後期のいずれの時点においても、11から19人の聖職者が内赦院聴罪師として務めていました。悔い改める者はヨーロッパじゅうからやってきたものですから、教皇はヨーロッパのたいいての言葉をしゃべる聴罪師がいるように気を配りました。スカンジナビア人として、私がスカンジナビアを例にすることをお許しただけだと思います。1322年にウプサラ大司教の使者が、スカンジナビアの言葉で告白を聴くことのできる聴罪師がないことに不満を述べました。教皇はそれをききいれて12人目の聴罪師としてデンマーク人の托鉢修道士を指名したのです。その時以降1430年代に至るまでアヴィニョン、そしてその後はローマにはデンマーク語、ノルウェー語、あるいはスウェーデン語で告白を聴くことのできて教皇のかわりに悔い改める者を赦免する聴罪師が一名常にいました。

教皇庁内赦院は今日も存在します。最近の内赦院長たちは歴史的研究に前向きの姿勢をとっており、それゆえ彼らの組織の中世の文書庫を研究者に公開しました¹¹。このことは多くの興味を引き起こし、多くのヨーロッパの政府は各国に関連する資料の刊本や目録の作成にお金と努力をつぎ込んできました。2008年、スウェーデン国立文書館はスウェーデンの事件に関する約500の文書の刊本を刊行しました。同じ年にローマ・ドイツ史研究所も7冊目（インノケンティウス8世（位1484～1492）在位中のドイツの事件を並べている）を刊行しています。このどっしりした巻は4733事件についての情報を掲載しています。学者がこの新たな情報の全てを消化するには時間がかかることでしょう。

教皇庁内赦院資料の刊行により、この組織が教皇の二つの仕事の一つ、罪を赦す司牧者としてのそれを、その仕事に付随する柔軟な裁量を用いつ

つどのおこなったのかの研究が可能になります。すでに申しあげたように、これは教皇と教会にとっての任務でした。赦免された罪びとにあてた標準的形式の書簡はこの点を雄弁に表現しています。「聖なる母なる教会は、罪をおかしたのちにもどってくる者たちに対して懐を開かずのにはなじまない」。グレゴリウス7世はハインリヒ4世を教会に再び喜んで迎え入れたではありませんか。そして今や私たちは15世紀、そして16世紀初めに教皇のかわりに行為する内赦院によって同じように再び迎え入れられた何万ものヨーロッパ人について知っているのです。

以上が原則です。もちろん現実にはかなり機械的に作動するやや大きな官僚機構であり、数世紀の間に発展した原則や規則の複雑なシステムにしたがっていたのです。嘆願者は正確かつ適切に構成された嘆願書を提出し、それは内赦院で様々な審級により吟味され注記を付されました。適切な手数料が支払われる必要がありました。嘆願がうまくいった場合には、それは嘆願者に渡される書簡に決定とともに写されたことでしょう。そのうちのいくつかはヨーロッパ中のあちこちの文書館に保存されています。決定は登録簿にも写されたでしょうし、それは教皇庁内赦院の中世の所蔵書面の束をつくりあげているのです。

教皇庁内赦院が教皇の二つの仕事のうち一つをどう取り扱っていたかを説明するために、ある一つの事例をすこし子細にみてみたいとおもいます。それはスウェーデンの聖職者でエリック・アンダーソンとよばれる者についてのもので、彼はおそらく1525年に殺人を犯しました。エリックは期待通りの赦免を手に入れました。内赦院が彼のために発給した書面は、起こったことについて彼が話した話を再現しています。私たちはエリックが用いた言葉そのものを綿密に調べることによって、彼がただ単に自分自身の言葉で出来事についての話をしていたのではないことに気づくでしょう。彼は自分の語る話を形作るために法律の言葉を用いたのであり、そうすることで赦免の追求に成功することができたのです。この事件は、司牧者の仕事の柔軟性が法的原則により規制されるようになっていたことの記録なのです。

以下がエリックが語った話です。彼は親戚の結婚式に参列していました。一人の喧嘩っ早い男がエリックを乱暴に扱いはじめ、さらにウプサラの大司教や聖職者の悪口を言ったのです。エリックは良き聖職者がなすべきこ

¹¹ 内赦院資料の調査のための非常に有益な手引として、Kirsi Salonen and Ludvig Schmutge, *A Sip from the "Well of Grace": Medieval Texts from the Apostolic Penitentiary, Studies in Medieval and Early Modern Canon Law 7* (Washington, D.C., 2009) がある。

とをしました。[殴られたのと]別のほおを差し出し、この乱暴な男を避けるために別の机に移ったのです。不幸にもこの男は、エリックが外に出て行った時さえもついてきて、そこで刀を抜いたのです。その後起こったことについては、エリックがのちに語ったままの話を翻訳して引用しましょう。彼は「非難されない防御の行使により自分を防衛する必要があった。自分は暴力で暴力に抵抗し、彼の頭を一度だけ槌で殴った」。この結果彼を攻撃してきた者は傷つき50日後に死亡しましたが、それはおそらくはエリックと彼の槌のせいというよりは、むしろその男が傷を十分に手当てしなかったか彼の医者が能力がなかったからでした¹²。

その男が死亡したとき、エリックは重大な問題を抱え込んだのです。彼がその男の死を引き起こしたと主張される可能性があったのです。教会法の下ではこれゆえに彼は叙階不適格ということになり、禄抜きで休職させられるということになりました。教皇だけが、流血を引き起こした（エリックはそのことは認めました）聖職者を赦免することができたのです。かくしてエリックは1523年教皇庁内赦院に、自らが殺人について無実であり叙階不適格ではない旨教皇に代わって宣告するよう嘆願したのでした。

防御においてエリックは見事な文章を作り上げ、そこで彼は内赦院が彼を窮地から脱させるためにまさに適したことがらを述べるのに成功しています。この文章は自由に形作られた告白、教皇インノケンティウス2世が1141年に修道院長ハリウルフから聴いただろうと推測されるたぐいの告白ではありません。それは複雑な文章であり、そのなかから私は前もって引用し翻訳して皆さんにスライドでお見せします。文章の中のすべての言葉は何らかの法原則、法律書の何らかの一節に基づいているのです。エリックは自分が殺人の罪を犯しておらず、叙階不適格とされるべきでない理由を説明するために、減軽に作用するいくつかの状況を用いています。

最初にエリックは、*vim vi repellendo et se defendendo*、つまり彼が暴力を排除するために暴力を用いて、自らを防御したと述べています。このように述べる際エリックは、教皇アレクサンデル3世が1160あるいは70年代に

フランスのサンス大司教にあてた書簡の言葉を引用したのです。大司教は、人を殴った下級聖品の聖職者をどう扱うべきか教皇の助言を求めていました。教皇は答えて、*vim vi repellere omnes leges omniaque iura permittant*、つまりすべての法律（*leges*）と法（*iura*）は暴力を排除するための暴力の使用を認めている。法律家たちは、教皇がこの書簡で言ったことは一般的な適用可能性を持つと認識し、それゆえ彼らの手になる教皇令集にその抜粋をとりこんだのです。1234年、教皇グレゴリウス9世の命を受けて作業していた法律家ライムンド・デ・ペニャフォルトは、その抜粋を公的に発布されたリーベル・エクストラ [『グレゴリウス9世教皇令集』の省略タイトル] に挿入しました。かくしてこの定式は法原則となり、約300年ののちにエリックが自分の赦免を得るためのよりどころとすることになったのです¹³。

しかしエリックだけがこの言葉を他の誰かから借りたわけではありませんでした。教皇アレクサンデルがサンス大司教に書簡をしたためた際、彼は暴力で暴力に応える権利についての定式を新たに創り出したわけではありません。彼はこれらの言葉を、ユスティニアヌス帝が533年にコンスタンチノーブルで発布したディゲスタ [Digesta 『ローマ法大全』の一部である『学説彙纂』] からそのまま借りたのです。ユスティニアヌスもまた、この定式を3世紀初めに著作活動をしていた古代ローマの法律家、ウルピアヌスから借りていたのです¹⁴。

エリックが1523年に教皇庁内赦院に嘆願したとき、彼は当時ですでに1200年以上前の格言を用いたこととなります。人同士であれ国同士であれ、自己防衛についての近代法はこの格言から成長したのですから、この格言はほぼ2000年にわたり非常によく用いられたということになるわけです。

エリックが自分の罪を最小限にするために用いた二つ目の戦略は、相手を殺害する意図はなかったことを強調したことです。彼がこの点を完全に明確にしたのは極めて重要なことでした。さもなくば彼は特免 [特定の場合につき、教会法の適用から除外すること] を得ることはなかったでしよ

¹² Sara Risberg and Kirsi Salonen, eds., *Auctoritate papae: The Church Province of Uppsala and the Apostolic Penitentiary 1410-1526*, *Diplomatarium Suecanum Appendix: Acta pontificum Suecica*, 2: *Acta Poenitentiarie* (Stockholm 2008), 467-468, no. 445.

¹³ *Liber extra* X 5.39.3, ed. Emil Friedberg, *Corpus iuris canonici* (Leipzig, 1879) 2.890.

¹⁴ *Digest* 4.2.12.1, ed. Theodor Mommsen, *Corpus iuris civilis* 1 (17th edn; Berlin, 1963), 81.

うから。もし殺人の意図があったなら、エリックはアメリカでは第一級殺人、教会法では *homicidium voluntarium*、故意殺人とよばれる罪を犯したということになったでしょう。教会法は、故意殺人による叙階不適格障害について特免を与えることを教皇にも認めていませんでした¹⁵。ですからエリックはこの点について極めて明確にする必要があるのです。そうでなければ彼は赦免を得られないことになるのですから。

エリックは注意深く、これが故意殺人ではなかったことを強調します。第一に、暴力で彼に襲いかかってきたのは悪意ある相手方の方であり、彼はエリックを陰険に攻撃し、抜いた刀でエリックを打とうと図ったのです。第二に、エリックは相手方を傷つけたに留まります。その死を招いたのはおそらく、自分の傷に対する素人〔相手方〕の不注意と彼の医者への無能あるいは懈怠だったのです。この点を述べることで、エリックは自分を襲ってきた相手を傷つけただけで殺してはいないと主張したわけです。このことは重要でした。なぜなら教会法の原則によれば、人を打ったが死亡や四肢の切断には至らなかった者は叙階不適格とはならないからです¹⁶。

第三の弁解としてエリックは、襲撃してきた相手方が非常に恐ろしく見えたことを強調します。彼は抜き身の刀をもち、エリックが立ち去ることで対立を避けようとしたあともなお攻撃を続けたのですから。彼は敵意ある仕方でもって攻撃し、エリックは命の危険にさらされていました。こうした詳細を強調することにより、エリックは暴力で自己防衛する以外にはなかったと正に主張していたわけです。 *vim vi repellere* の格言が該当したのみならず、エリックにはそれ以外に応じる方法はなかったのです。彼は自分を *necessarie*、つまり必要に迫られて防衛したのです。彼は不可避の必要にさらされていたのであり、それゆえ彼の事例は中世スコラ学者に典型的な手法で法律家が行った区別〔テキスト解釈の方法として行われる場合分け〕のうち、適切な方に該当したのです。ある人が必要に迫られて殺した場合、その必要は可避か不可避でありえます。13世紀半ばに大きな注解を著した教会法学者にして枢機卿のホスティエンシスは、この事例

における不可避の必要とはどういう意味かを説明しています。それは、ある人の物ではなく身体が脅かされかつ逃げるできない場合、ちょうどヘロデがイエスを殺そうとしたときにイエスがそうした〔エジプトに逃れた〕ように、というのです¹⁷ ¹⁸。エリックはその嘆願書で指摘するように、襲ってきた相手方からまさに逃れようとしたではありませんか。彼は攻撃してきた相手方の「前から去り、その敵意を避けようとした」、にもかかわらず相手方はエリックが「逃げるのを追ってきた」。

エリックの第四の弁解は、彼が相手方を打った際、 *cum moderamine inculpate tutele* にそうしたというものです。このフレーズをなめらかな英語に訳するのは難しいのですが、「非難されない防御の行使により」といったような意味になります。いいかえれば、エリックは非難されないように賢く自分を防衛したというわけです。

これは原則を述べるフレーズが、法律書から抜粋されたさらにもう一つの例ということになります。教会法の教授たちは教会法の標準的書物について講義を行いました。これはつまり、彼らがテキスト、例えばリーベル・エクストラの一字一句をとりあげ、解釈が必要なあらゆる細部について説明を行ったということです。ボローニャの教授ベルナルドゥス・デ・ボトネはリーベル・エクストラについて1241年から1266年の死にいたるまで定期的に講義を行っています。暴力による暴力の排除についての言葉をまえにして、彼は許容されうる暴力とはなにかについて定義するのが適切だと考えました。彼はこう言っています。「非難されない防御の行使が保たれているかぎりにおいて」それは許容されうる、と¹⁹。

しかし、ベルナルドゥスは自分でこの格言を定式化したものではありませんでした。彼はローマ法をよく知っており、これらの言葉をユスティニアヌスのコーデクス〔Codex 『ローマ法大全』の一部、『勅法彙纂』〕からそっくり借りたのです。それは290年に（東の）ディオクレティアヌス帝と

¹⁵ William Durand, *Speculum iudiciale* 1.1 *de dispensatione* (Lyon, 1499), fo. 34 v.

¹⁶ Johannes Bertachinus, *Repertorium juris utriusque* (Lyon, 1499), 3, fo. 39va, s.v. “percutere”.

¹⁷ Hostiensis, *Summa aurea* ad X 5.12 § 4 (Lyon, 1537; repr. Aalen, 1962), fo. 242r.

¹⁸ 例えば Hostiensis, *Summa aurea*, fo. 242r. を参照。

¹⁹ *Glossa ordinaria* ad X 5.39.3, ad vv. “vim vi”, ed. in *Corpus iuris canonici* (Rome, 1582), 2.1878.

（西の）マクシミアヌス帝により発布された勅法に由来しています²⁰。ディオクレティアヌスというかの典型的なキリスト教徒迫害者によって出された法律が、キリスト教の聖職者が殺されないよう保護するのに用いられているという皮肉に思いをめぐらせたくもなるでしょう。

ベルナルドゥスは長期にわたりボローニャで教えました。リーベル・エクストラへの彼の解釈は権威としての力を得ました。標準的学校注釈、*Glossa ordinaria* [標準注釈] となったのです。リーベル・エクストラの中世の写本、そして初期近代の刊本ではほとんどすべて、法律テキストはページの真ん中に配置され、他方ベルナルドゥスの標準注釈はより小さなフォントでそれを取り囲むように配置されています²¹。

内教院に対し自分に殺害の意図がなかったことを明確にしたあとで、エリックは予想通りの言葉、つまり自分が悔悛していることをつけ加えます。彼を攻撃してきた相手方の死は「私を深く苦しめた。そして今も苦しめている」。エリックはこう言う必要があったのです。悔悛がなければ赦しはありえなかったのですから。

エリックは最後の要約で以下のように述べています。彼は自分を襲ってきた相手方の死をひきおこしていないし、彼がしたことは自分を防御するためにしたことなのです。それにもかかわらず、法律を理解しないおろかな人の中には彼のことを殺人者、したがって叙階不適格であると考える者もいます。それゆえに彼は教皇庁内教院に、実のところは先ほど主張したように赦免を得る必要がないことがらについて赦免いただくよう嘆願するにいたったのです。いずれにせよエリックは赦免を手に入れ、聖職者として務めつづけることができました。

エリックの事件が明確に示すように、教皇庁内教院は1523年までにおよ

そ裁判官や法律に基づく法廷と同様に、教会法の原則に依拠する官僚的な裁きの場となっていました。かつて数世紀にわたって教皇が示していた司牧者としての柔軟性は、法的規則の重圧のもとで消え失せてしまいました。自分の嘆願書に適切な言葉を入れることができる——嘘をつくことなく——者はだれでも赦免を受けることができたのです。実際、エリックは自分のために話を定式化してくれる法律家を雇っていました。その名前はガルテリといい、彼が得意としたのは嘆願書にちょうど適切な言葉を用いて内教院に赦免してもらうのを助けることでした。私たちはインノケンティウス2世が二人きりで老修道院長ハリウルフの告白を聴いて赦免したときとはおよそ異なる世界にいることとなります。ハリウルフは1141年に専門的法律家から助けてもらうことなく裁きを求めたのですが、モールブラのトマスは1205年に、ローマの最良の法律家4人を訴訟で援助してもらうために高い日当を払って雇ったことを自慢げに私たちに語っているのです。ハインリヒ4世をカノッサで代理していたのは法律家ではなく、とりわけ彼の母親と代父であったのです。

私たちは形式のない世界から形式化された世界へ、あるいは原則のない世界から原則によって統御された世界へと移行したのではありません。すでにハインリヒ4世がカノッサで戸口を叩いていたとき、彼は儀礼、形式にしたがっていたのですから。しかし公平にいて、私たちが単純な世界からずっと複雑な世界へと移行した、そしてその複雑化は法に由来しているとはいえるのです。12世紀半ばというのは、学生たちがはじめてヨーロッパの新しい法学校で熱心に法の学習を始めた時期でした。それこそが1141年と1205年の間に変わったことなのであり、ハリウルフが法律家を必要としなかったのに対しトマスが4人のとても高くつく法律家を必要とした理由なのです。エリック・アンダーソンは法的な訴訟を行っていたわけではないのですがやはり法律家を必要としました。なぜなら赦免を得ることは実際には法的な訴訟手続となっていたからです。中世末において教皇は依然として自分の二つの仕事をもっていたのですが、いまやそれは二つの官僚的法廷によっておこなわれていたのです。しかし法と宗教、原則と柔軟性のあいだのバランスは決定的に変化していたのでした。

²⁰ Cod. 8.4.1: “*Imp. Diocletianus, Maximianus AA. Theodoro. Recte possidenti ad defendendam possessionem, quam sine vitio tenebat, inculpatae tutelae moderatione illatam vim propulsare licet.*” ここで問題となっている正にその語句が、当法文のもととなった皇帝答書に本来含まれていたのか、それともユスティニアヌス帝期の法律家によるインテルポラーティオー（修正）なのかははっきりしない。

²¹ Jacqueline Rambaud, “Les Décretales,” in Henri-Jean Martin and Jean Vezin, eds., *Mise en page et mise en texte du livre manuscrit* (Paris 1990), 205-209.

(訳者後記)

本稿は平成22年11月13日、北海道大学大学院法学研究科グローバル COE の主催で行われた研究会（ドイツ史研究会・法理論研究会共催）における講演の和訳である。アンダース・ウィンロース氏は1965年スウェーデンに生まれ、ストックホルム大学卒業後1996年米国・コロンビア大学より博士号（Ph. D）を取得、1998年よりイェール大学歴史学部助教授、2004年から教授を務めている。教授の主要業績である *The making of Gratian's Decretum*. Cambridge 2000. は、中世教会法学の最重要文献といふべきグラティアヌス教令集 (*Decretum Gratiani*) のテキスト成立過程について、従来の見解に大きな修正を迫る研究として高い評価を得たものであり、今後の教会法研究に大きな影響力を持ちうる研究者の一人といえる。今回の来日ではペーター・ランダウ教授（ミュンヘン大学）とともに北大のほか東京大学・新潟大学でも講演を行った（ランダウ教授の北大での講演については田口正樹教授（北海道大学）による和訳が本誌に掲載されている）。教授来日の企画者である西川洋一教授（東京大学）・源河達史准教授（新潟大学）、研究会司会者の長谷川晃教授（北海道大学）にこの場を借りて御礼申し上げる。